

第5回小諸市景観審議会 議事録

<p>1. 開会 10:00</p>	<p>都市計画課長</p>	<p>本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、「第5回小諸市景観審議会」を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めます、都市計画課長の小林と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議は概ね正午までを予定しています。</p> <p>初めに、本日ご出席いただいております委員の方は10名でございます。委員総数13名の半数以上ですので、小諸市景観条例第43条の第2項規定によりまして、本審議会は成立いたしました。</p> <p>また、この審議会は式次第7番の説明まで公開とし、写真やビデオ撮影も許可してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員了解)</p>
<p>2. 委員の 委嘱</p>	<p>都市計画課長</p>	<p>平成24年10月1日付で委員の改選がございましたので、今回は改選後の初めての審議会でございます。この場で委嘱状の交付を行いたいと思います。なお慣例によりまして、改選後最初となる審議会において、委嘱状の交付を行っておりますが、改選後から審議会の開催までに時間が空いてしまい申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3. 市長 あいさつ</p>	<p>都市計画課長</p>	<p>ありがとうございました。つづきまして、市長よりごあいさつ申し上げます。</p>
	<p>市 長</p>	<p>(市長あいさつ)</p> <p>本日は大変お忙しいなか、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>小諸市は、平成22年9月に景観行政団体となりまして、平成23年4月からは、小諸市景観条例を全面施行し、これまで以上に景観行政の推進を図ってまいりました。</p>

		<p>小諸市景観審議会は、平成22年11月18日に第1回を開催して以来、これまで4回の審議会を開催し、慎重な審議のもと、皆様の貴重なご意見を頂戴してきたところでございます。</p> <p>今回の第5回審議会につきましては、小諸市が重点事業として建設します、菱野地区の新ごみ処理施設と相生地区における新市庁舎、図書館、コミュニティスペースについて、景観法に基づく協議をいただきたいと思います。市民の皆様にあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
4. 自己紹介	都市計画課長	<p>それでは、改めまして委員の皆様のご紹介と、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の「小諸市景観審議会名簿」をご覧ください。</p> <p>はじめに、委員の皆様より自己紹介をお願いします。</p> <p>【委員自己紹介】</p> <p>【事務局自己紹介】</p> <p>なお本日、議事の案件に関係します市民生活部市民生活課と街再生推進室より担当職員が出席しいおりますので、議事の中でご意見等の対応をいたしますので、よろしくおねがいいたします。</p>
5. 会長・副会長の互選	都市計画課長	<p>続きまして会長並びに副会長の選出に入らせていただきますが、何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>ご意見無いようですので、事務局より、出澤委員を会長に推薦いたしますが、ご異議はございませんでしょうか。</p>
	委員	(異議なし)

	都市計画課長	<p>ご異議が無いようですので、出澤委員を会長に選出することに決定いたします。</p> <p>続きまして副会長ですが、委員の皆様ご意見ございますか。</p> <p>ご意見無いようですので、副会長には黒田委員を推薦いたしますが、ご異議はございませんでしょうか。</p>
	委員	(異議なし)
	都市計画課長	<p>ご異議が無いようですので、黒田委員を副会長に選出することに決定いたします。</p> <p>それでは、出澤委員、会長席へお移り願います。</p>
6. 会長あいさつ	都市計画課長	それでは、選出されました出澤会長からご挨拶をいただきましたと思います。
	会 長	<p>(挨拶)</p> <p>前回より、引き続きまして会長をご推薦いただきました出澤でございます。微力ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>景観法に基づきまして、先ほど市長さんの方からもお話いただきましたが、小諸市景観計画が出来て、これで3年目になるのでしょうか。景観審議会としては、今日で5回目ということですが、委員の皆様には、小諸市の景観ということで色々なご苦労いただいているということで、敬意を表したいと思います。</p> <p>景観というのは、皆様ご存知のとおり、街の人たちの生活の姿が現れるものだと思っておりますので、その方たちが、より良い生活をするために、また財産を築くために景観を保全し、育てていくものだと思います。</p> <p>そう考えたときに景観審議会の役割は、大変重いものだと思っております。今後また、一生懸命小諸市のために、様々な形で行いたいと思っておりますので、皆様のご協力お願いいたします。</p>

8. 説明	都市計画課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入る前にまずお手元の資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>事前配布の資料として、「小諸市新ごみ処理施設」と「小諸市役所新庁舎・図書館コミュニティ施設」という資料を送付させていただきました。また、本日配布の資料といたしまして、「式次第」、「小諸市景観審議会委員名簿」、「小諸市景観審議会（小諸市景観条例 第38条）」、「重点地区田園集落地区チェック表」、「一般地区都市地区チェック表」、また灰色のファイルで小諸市景観計画の以上を配布させていただきましたので、ご確認ください。</p> <p>なお今回からの新任の委員さんもいらっしゃいますので、小諸市景観審議会及び景観計画についての説明を計画係長の春原よりさせていただきます。</p>
	計画係長	<p>(説明)</p> <p>小諸市景観行政の要点のみ大きく2点、説明させていただきます。</p> <p>一点目 景観審議会について</p> <p>お手元の資料「小諸市景観審議会(小諸市景観条例第38条)」をお願いいたします。</p> <p>この審議会は、市長の諮問により調査、審議を行うために識見を有る方、民間諸団体の代表者の方、公募市民の皆さんから15名以内で組織するということとなります。</p> <p>審議会に意見を求めると指定したものの内容については、大きく分けまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観計画の策定、変更 ○行為の届出者への勧告・変更命令 ○景観重要建造物・樹木の指定、指定解除、原状回復命令等 <p>こういった場合に皆様のお知恵を借りようということになっております。</p> <p>その後のページにつきましては、小諸市景観条例の抜粋となっておりますので、ご一読いただければ幸いと存じます。</p> <p>第38条につきましては、小諸市の良好な景観の形成に関し、小諸市景観審議会を設置する。という設置の規定です。</p> <p>第39条につきましては、審議会の任務がうたわれており</p>

		<p>まして、市長の諮問に応じ、調査及び審議するという事です。今回の審議会につきましては、審議、調査ということとは、意味合いが違いまして協議ということになります。こちらについては、後ほどご説明いたします。</p> <p>第40条の組織につきましては、審議会は、委員15人以内で組織するという事で、識見を有する方、民間諸団体の代表者、小諸市自治基本条例に基づきまして公募に応じていただいた市民の方、ということで皆さん任命させていただきました。</p> <p>第41条につきましては、任期がうたわれておりまして、任期は、2年ということでございます。</p> <p>第42条 会長、副会長につきましては、委員の中で互選で行うということで先ほど出澤会長さん、黒田副会長さんをお願いするということに決まりました。</p> <p>第43条会議につきましては、会長が招集し、会長が会議の議長になるということになりますので、本日も議事からは、会長さんをお願いしたいと思います。</p> <p>先ほども申し上げましたが、委員の過半数の出席が会議を開く際に必要であるということ、そして議決についても過半数が必要であるとうたわれております。</p> <p>引き続きまして、二点目。小諸市の景観計画についてご説明いたします。</p> <p>(説明)</p>
8. 議事	都市計画課長	<p>ただ今の説明につき、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>それでは、議事に入りたいと思いますので、小諸市景観条例第43条第1項の規定により、議事の進行を出澤会長をお願いしたいと思います。</p>
	会 長	<p>まず、議事に先立ちまして、会議の公開、非公開について確認いたします。</p> <p>本日の案件につきましては、会議は公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>

		<p>それでは、この会議の写真やビデオ撮影を許可したいと思います。</p> <p>事務局より説明をいただき、その後、ご意見やご質問をいただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>(景観計画区域内行為通知書の説明)</p> <p>まず、今回の審議会の開催についてご説明させていただきます。</p> <p>今回のごみ処理場及び新市庁舎等の建設については、景観法第 16 条第 1 項第四号で良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為には事前に届出が必要となる規模となりますが、小諸市が実施する事業であり、景観法第 16 条第 5 項の規定で地方公共団体が行う行為は届出をすることは要しないと規定されており、その場合届出ではなく通知を行うこととなっております。</p> <p>景観行政団体の長（小諸市長）は、通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとするべき措置について協議を求めることとなっております。今回はその協議の場所となります。</p> <p>ですので、通常は審議会では事前協議書を審議し、結果を「大規模特定行為事前協議について（回答）」として申請者に改善点等を通知し、景観計画地区内行為届出を提出してもらい、景観計画適合通知書を発行し着手制限を解除しています。</p> <p>しかし今回は法の定めに従って審議ではなく、協議になりますので、協議書の作成を行うこととします。また、届出ではないため、着手制限等の規制を行うことはできませんが、より良い景観となるように協議を行う場とします。</p> <p>また、景観法第 16 条第 7 項 11 号の規定に基づき、小諸市景観条例第 14 条で届出が必要ないとされる行為に公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更が定められているため、通知書の提</p>

出は建築物に関してのみでよく、今回の審議会に係る建築物についてはごみ焼却場については「新ごみ処理施設（焼却・リサイクル施設）」、新庁舎については「新市庁舎」・「図書館・コミュニティ」の建築物のみが対象となりますのでご了承ください。

では協議の方をよろしくお願いいたします。

新ごみ焼却施設

まず、新ごみ処理施設から説明をさせていただきます。皆様のお手元に本日配布させていただきました「重点地区（田園集落地区）チェック表 新ごみ処理場」と書かれたチェックリストを参照しながら説明させていただきます。

まず資料の配置図をご覧ください。最初に全行為共通事項として、浅間山への眺望、景観の保全についてですが、今回の行為の場所は、飯綱山の視点場より浅間山方向に向かって直線距離でおおよそ1.7kmの地点で、視界に入ってしまう場所となりますが、位置、高さ、色などこれから説明させていただく事項を総合的に勘案し、可能な限り眺望景観を阻害しないと判断させていただきました。

それでは各項目についてですが、配置図をご覧ください。道路後退につきましては、全面道路から約45m、隣地後退については約16mと十分な距離がとられており、眺望確保については、景観に配慮した配置、植栽計画を実施していただいております。今回の施設については、DBO方式と申しまして、設計・建設・運営を一般公募のプロポーサルで業者の選定を行っており、その中の審査項目においても、景観・外構における項目が設定されており、審査の対象となっております。

また、敷地内配置については、計画地の現状が畑となっており、良好な樹林や樹木、水系などがいないことから適性と判断させていただきました。

次に規模・高さにつきましては、立面図をご覧ください。建築物の高さが煙突上部まで約 50mと周囲の建築物等に比べると高い建物となってしまいますが、これは排煙の環境等への影響を考慮して、最低限の高さとして 50mということですので、景観と環境と整合性をとるための最低限の高さとして適正と判断させていただきました。

形態・意匠については、まず周辺景観との調和については周囲に大規模な建築物等はありませんが、浅間山の勾配を配慮した屋根の形状や軒出、建物の凹凸などで陰影等への処理や、周辺景観への配慮を行っており、入口部分については、公共性に配慮して車寄せ、庭園などを配置するなどしております。

また、屋上設備及び付帯設備の設置については、作業の安全性及び保守管理のため、最低限の規模で設置されています。

意匠については、原則として、勾配屋根とする地域でございますが、先程も申し上げましたが、浅間山に配慮した勾配屋根とされており、軒出も約 1.2mと十分とられていると判断させていただきました。

続きまして、材料・素材は、周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる、地域の優れた景観を特徴づける素材を活用するとの項目がございますが、屋根については、一般住宅の屋根材にも使用されるガルバリウム鋼板を使用し、壁は押出成型セメント板に仕上げとして吹付タイルを使っています。押出成型セメント板とは、主にセメントなどを主原料として、セメントを板状に押出成形し養生しパネル状にしたものです。耐久性能、耐火性能、耐震性能、軽量性能に優れており、防災面からみても非常に優れた性能をもつ素材となります。また、吹付タイルとは外壁仕上用に厚く塗りつけた吹付材料でのことで主に合成樹脂などの結合材とけい砂・寒水石・軽量骨材などが主原料を主原料としています。通常厚さ 1～5mm 程度の凹凸模様などに仕上げるものが多く、

汚れにくく、水洗いができ、ひび割れしにくいという特性があります。施設の用途、防災面なども考慮しながら、判断しますところ、今回の材料については景観計画に適合していると判断させていただきました。

また、反射光につきましては、基本的に材料や着色などにより、反射光が景観に及ぼす影響はないと判断させていただきました。

色彩等につきましては、ただ今、色見本を回覧させていただいておりますが、使用される色につきましては、景観計画の基準内に収まっています。また、使用する色を少なくすることとされてはいますが、今回7色となっております。大規模な建築物の場合、1色で塗装されますと、かえって遠くから見たときに目立ってしまいます。今回特に煙突部が1色ですと目立ってしまいますので、逆に迷彩効果といいますか、多色づかいをすることにより、視点場から見た場合、目立たないように工夫させていただきました。

照明・光源につきましては、来場者等に配慮した最低限の屋外照明とし、光源で動きのあるものではありません。

チェック表の裏面に移行させていただきます。

緑化につきましては再度配置図をご覧ください。浅間サンラインから目隠し（マスキング）ゾーンとしてオオヤマザクラなどがおおよそ5m間隔で植えられるなど、庭園の設置等、緑化に配慮していただき、敷地の面積に対して緑化率は約31%となっております。

最後に、プロジェクターをご覧ください。

フォトモンタージュ写真として、一番近い幹線道路である浅間サンラインからの写真がこちらとなります。お判りにくいかもしれませんが、この場所に、建築物が移っています。

また、こちらが飯綱山公園の視点場からのフォトモンタージュとなります。こちらも先ほど申し上げましたが、直線距離で約1.7kmあり、途中に丘や森林などがあり、建物が目立たないようにしております。現地を実際確認いたしましたし

		<p>た結果、実際見えるのは煙突部分のみとなると思われます。また、煙突部分におきましても色彩等の配慮により、景観について十分配慮がなされており、浅間山眺望景観の保全については確保されていると判断させていただきました。</p> <p>以上の点を踏まえて、総合的に小諸市景観計画に適合していると判断させていただきました。それでは説明の方を終わらせていただきます。</p> <p>事前に細かく調べて頂き、ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>景観とは、直接関係ないのですが、施設の周りには、どの程度住宅があるのでしょうか。</p> <p>現地を確認しましたところ、周囲には住宅等はありません。森林や畑が広がっている地域になります。</p> <p>写真をご覧いただきますと分かるかと思いますが、ほぼ畑になります。</p> <p>写真の下の方、南側に1軒、住宅がございますが、ほぼ一帯につきまして、建物は少なくなっております。</p> <p>特別景観とは関係ないかとは思いますが、騒音や車の交通のような、他の点でのご質問もございますか。</p> <p>樹木選定の関係について質問させていただきます。</p> <p>説明と配置図等からほとんどが広葉樹、落葉樹ということですが、周辺の樹林もそのようになっているのでしょうか。</p> <p>お手元の資料 位置図をご覧ください。申請地ということで表しておりますが、この周辺につきましては、非常に広大な畑地帯となっておりまして、樹木は殆どない状況です。</p> <p>そうした中で、樹木の選定につきましても、できるだけ施設を目立たせないよう、施設が親しまれるようにと、そういった観点で地元である菱野の皆さんと検討し、選定した次第でございます。</p>
	会長	
	委員	
	事務局	
	会長	
	委員	
	事務局	

	会 長	よろしいでしょうか。
	委員	<p>今日、造園協会の委員さんもいらっしゃるのですが、そういった方ともご協議されているのでしょうか。</p>
	事務局	<p>ご指摘のとおり、こういった施設でございますので、樹木についても地元の物、また地元の造園業の方等と十分協議させていただいたうえで、選定させていただいた次第でございます。</p> <p>また、樹木の維持管理につきましても計画を詰めているところでございます。</p>
	会 長	<p>樹木というのは、後の管理が大切なことになりますので、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。</p>
	委員	<p>配置図でコニファーとある樹木の樹種は決まっているのでしょうか。</p>
	事務局	<p>現在のところ「エレガンテシマ」という木を植えるというようにお聞きしております。</p>
	C委員	<p>施設正面から見まして、左側が約 10 本のサクラの木、右側がモミジとなっておりますが、どうして左側だけを手入れのかかるサクラ 10 本にしたのでしょうか。</p> <p>煙突等施設の景観から考えると、できれば両サイドサクラにしたほうが良いのではないかと思います。こちらについてお考えをお聞かせください。</p>
	事務局	<p>桜の木、東側の方にシャラ、ヤマボウシ、ハクウンボクとございます。こちらの施設を景観の説明でございました浅間山を背にした飯綱山視点場から、また浅間サンラインの中沢川から見た場合施設を目立たせないためのマスキングとして枝ぶりの良いシャラ、ヤマボウシ、ハクウンボクを計画しました。サクラのところも同様にシャラ等にするお話もありましたが、地域に親しまれる施設ということで、花見も出来</p>

	会 長	<p>るようなスペースをとということもありましたので、サクラをマスキングゾーンから外した左側の西側だけに配置する計画としました。</p> <p>地域の皆さんとより長く親しまれる施設にということですね。</p>
	委員	<p>樹木の種類が3、4種類と高い、低いが結構あると思われます。出来れば一定に成長する木を植えた方が景観的に良いのではないかと思います。いかがでしょうか。また、桜の木は成長すれば高木となりますし、バランス的に右と左に差があるというのはいかがでしょう。地元の皆さんの要望ということでしょうか。</p>
	事務局	<p>この施設を造るにあたりまして、地元菱野区皆さんに検討委員会という組織を立ち上げて頂きまして、何度も協議を重ねてまいりました。その中で、地元の皆様に親しまれる施設、そして四季折々楽しめる施設ということで、春には桜の花を秋には紅葉を楽しみたいといった意見もございまして、今、伺ったことも一理ございますが、地元の皆様の意見は、サクラのみでなく春に秋にと楽しめる色々な樹木が混ざった中での計画となっております。</p>
	会 長	<p>地域の皆さんと協議を重ねた上で こういった案ができたということ、ご理解いただけますでしょうか。</p> <p>どうしても木は後のメンテナンスが一番大事かと思えますので、その点よろしくお願い致します。</p> <p>そのほかに 何かございませんでしょうか。</p> <p>それでは審議のとおりということで、よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>引き続きまして、次の協議の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>それでは、新庁舎、図書館、コミュニティ施設の協議に移</p>

らさせていただきます。

今回の建物につきましては鉄筋コンクリート造の地上4階、地下2階の建築物になります。

まず、浅間山への視点場からの眺望景観の保全についてですが、今回建設を行う場所につきましては、市民会館、立体駐車場、図書館、旧商工会議所があった場所になりまして、飯綱山公園、御影新田の両視点場より浅間山に向かって視界に入ることはありません。また、高さや色など総合的に判断して、景観を阻害していないと判断させていただきました。

それでは各項目に移らせていただきます、配置につきましては、道路後退につきましては、もっとも道路と近いところで約1.5m、隣地後退として隣接する建物敷地と最も近いところで約1mとなっております。これは、周囲の建物と壁面線を連続して合わせており、隣接地との境界も周辺の商店街などと比較しても隣地との境は広くとってあると判断させていただきました。

眺望確保においては、敷地の場所などを考えると浅間山や佐久平への眺望は阻害されないと判断させていただきました。

規模につきましては、高さについては、地上部分について屋上設備を隠しますパラペットまで含めて約22m、4階の屋根の部分までですと17.1mとなります。設計には低層型の建築物として、施設面積の規模に比較して建物の高さを低く抑えていただくよう設計していただいております現在の庁舎が一部4階建ての建物であり、市道1015線より計測しまして、約15.7mとなりますので、建物の高さとしては約1.5mほど高くなる計算となります。またこの周辺は3階建て、4階建ての建物も多く、高さとしましては、周囲の建築物とつり合いが取れていると判断させていただきました。

形態意匠につきましては、周辺景観との調和につきましては、北国街道沿いの商家の軒など地域の都市景観を取り入れる外観を配慮して設計をしていただきました。

また、平面等の陰影の処理については、軒やガラス窓などで、印影を処理していただいていると判断しました。

建物の圧迫感及び公共性の高い部分についてのデザインについては、入口部に市民広場を設ける、道路沿いに桜の木を植樹する等で考慮させていただきました。

屋上設備につきましては、目立たないようルーバーで囲っていただいております。

屋外階段などの付帯施設についてもデザインに配慮させていただきました。

意匠につきましては、市庁舎ということで、デザインに特に留意して設計させていただきました。

材料素材につきましては、立面図に記載がございますが、大まかに分けて、屋根・ルーバー部、地上部、地下部の3つの階層に分けることができるとおもいます。まず屋根・ルーバー部については、一般住宅にも使われるフッ素加工をしたガルバリウム鋼板を使用しております。地上部分及び地下部分の外装については、コンクリートの化粧打ちっばなしの上にフッ素樹脂塗装で塗装していただいております。どちらにしましても耐久性に優れた素材であり、材料・素材につきましては問題が無いと判断させていただきました。

色彩等につきましては、一番最後のページの完成予想図をご覧くださいればわかりやすいと思いますが、基本的に3色であり、マンセル値で屋根がN2.5、地上部がN8.0とN4.0、地下部がN8.0となっており、どの色とも彩度を持たない色になりますので、問題ないと判断させていただきました。

また、照明、光源につきましては、屋外の部分には来庁舎のために車寄せや駐車場の一部に最低限の照明の設置を行い、光源で動きのあるものは設置しない為、必要最小限の範囲で問題がないと判断させていただきました。

つぎにチェックシートの裏面をご覧ください。

緑化につきましては、一部既存樹木を残すほか、桜並木や、緑地を作ることまた、隣接地にあいおい公園（仮称）が開設予定であることから、適正であると判断させていただきました。

	会 長	<p>た。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか。</p>
	委員	<p>図面がないので、植樹について詳しいご説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>配置図を見ていただきまして、市道1015号線とございますが、こちらに高さ7mの桜並木をつくりまして、緑地帯とさせていただきます。</p> <p>入口付近、正面車寄せ、ロータリー部分こちらに植栽を検討しております。</p> <p>市道1001号線との間にまだ具体的に樹種等決まっておりますが、植栽計画がございます。</p> <p>また、現在「あいおい公園」というのを計画しておりますので、そちらができたときには、もちろん公園ですので、植樹を行います。これを含めまして、庁舎敷地一帯の植栽は、十分になると思います。樹種等につきまして、地元相生区や庁舎設計検討委員会等と協議を行っております。</p> <p>道路につきまして、担当よりご説明いたします。</p> <p>補足説明させていただきます。</p> <p>まず、市道1015号線、東側の道路には、高木 サクラを7本、低木を地下駐車場に下るスロープの周辺と正面車寄せ 厚生病院との間の広場になりますが、こちらへの植栽を計画しております。</p> <p>また、市道1001号線の側には、建物周辺に目線より上になるような植栽を計画しております。</p>
	会 長	<p>ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか。</p>
	委員	<p>計画ということなので、樹種、大きさ、面積等具体的に出ていないのですが、それについては、まだ、これからということなのででしょうか。</p>

	事務局	<p>もう一点、商工会議所会館の間の現在駐車場として利用されているところですが、こちらについてはどうなっているのでしょうか。</p> <p>樹種等につきましては、施工していく段階で細かく協議検討していきたいと考えております。</p> <p>商工会議所会館の間の舗装されたスペースにつきましては、郵便局駐車場になります。配置図では、隣地境界線で市敷地と表わしてありますが、建築確認上、示した隣地境界となります。</p>
	委員	<p>舗装された場所については、審議対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>
	会 長	<p>そちらについては、駐車場のまま使われるということでもよろしいですね。</p> <p>また樹木については、これから検討していくということでもよろしいでしょうか。</p>
	委員	<p>西側立体駐車場の計画、あいおい公園の計画と進めているということですが、新庁舎の面積からすると緑化が少ないように思います。その辺も含めて審議をするということであると立体駐車場や公園について、もう少し具体的なことがないと審議はできないのではないかと思います。</p> <p>また今回、図書館とコミュニティ施設と新庁舎の審議だけなのか、それともあいおい公園とかも含めての審議なのでしょうか。</p>
	事務局	<p>はじめにお話したとおり、地方公共団体の施設の協議となります。今回は、建物の協議ということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>植栽については、庁舎の建物の下が地下駐車場になるということで、土の上の植栽について、大分制限されています。</p> <p>植栽を沢山植えられるスペースがないのが現状です。その点ご理解いただければと思います。</p>

	会 長	<p>緑の問題がございますが。あいおい公園につきましては、地元の住民の皆さんをはじめ、多くの方と何回もワークショップを繰り返しまして、どういった公園が良いのだろうと皆さんのお知恵をお借りしてまいりました。現在、実施設計の段階にありまして、公園の中身も緑の多い公園を検討している最中です。</p> <p>今回は、都市計画法の開発行為には該当しないのですが、あいおい公園の面積が0.19haあり、開発行為の緑化の基準としても条件は満たしております。</p> <p>通常ですと景観審議会を開く場合は、「大規模特定行為」とよばれる大きな建物とか、大規模な土地の造成といったものが提案された場合に審議会でご意見を頂戴しているのですが、今回は、行政がやることなので、通知だけで良いという景観法上の決めがあります。ただ通知だけということではなく、景観審の皆さんに まず協議をしていただいて、ご意見を頂戴しようということで、行っております。</p> <p>法的に照らしますと、今回は建物のみの協議をしていただければ良いのですが、ごみ処理場のこともあったのですが周辺を含めて景観に配慮することもありますので、そのような観点でご意見頂戴できればと思います。</p> <p>今回は建物を重点的というお話でしたが、しかし、景観的に見た場合、周辺の緑ということも大事なことだと思います。</p> <p>委員の皆さんの意見を伝えるということは大切なことだと思いますが、これだけの大規模な計画になりますと今すぐ決められないこともありますので、強い意見もあったということ踏まえた上で進めていただきたいと思います。</p> <p>先程少し立体駐車場のお話がありましたが、立体駐車場の屋上緑化という計画につきましても重要な問題と考え、現実可能なことなのかどうか難しい部分もあるかとは思いますが非常に良いことだと思います。</p> <p>ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか。</p>
--	-----	---

事務局	<p>都市計画審議会では立体駐車場ともう一つの赤坂駐車場の両方合わせておよそ200台の駐車場につきまして、都市計画決定をしていただきました。</p> <p>都市計画決定をしていく中で、基本設計の時から進めてきたのですが、敷地や台数を検討する中で屋上については40台ほどの屋上スペースを設けないと計画している駐車台数が確保できないため、実際進んでいる設計は変わっています。</p>
会長	<p>いずれにしましても緑化というものは町の中では大切なこととなりますが、今日は建物についてご協議いただきたいと思えます。</p> <p>ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか。</p>
委員	<p>新庁舎の色調についてなのですが、見本のグレーでは少しきつい印象を受けます。現在建っている商工会議所と同じ色調なのでしょうか。</p>
事務局	<p>お手元に配布した資料は現段階でのイメージ図ですので、細かい色調についてはこれから工事が進んでいく段階で協議しながら変更も含めて進めていきたいと思っております。</p>
会長	<p>新庁舎の色調についてはこれから工事が進んでいく段階で決まっていくということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>今後、新庁舎の色調を選定していく中で、厚生病院の建物の色調も関係してくると思うのですが、病院との協議を行う予定はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>色彩に関しては図面の段階である現段階で決めるのは時期早尚であると思っております。</p>
会長	<p>色に関しましては、個人的な考え方もありますので難しい問題であると思えます。しかし町全体として見たときに気持ちのいいものでなければならぬので、事務局の方で今後検討していただきたいと思えますがよろしいでしょうか。</p>

	事務局	<p>病院に関しましては当初から同じ敷地ということで協議して参りました。同じ敷地でお互いにメリットを出そうということで進めていますので、色彩の関係も含めて病院とはしっかりと協議したいと思っております。</p> <p>ご指摘いただいた意見も踏まえて今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
	会長	<p>ご意見、ご質問等は、ございますでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で全ての議事が終了となります。それでは以上で協議は終了となりますので議長を降りさせていただきます。</p>
9. その他	都市計画課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、9. その他 としまして何かありますか。</p>
	委員	【委員なし】【事務局なし】
10. 閉会	都市計画課長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>以上で、第5回小諸市景観審議会を閉会します。</p> <p>本日はお忙しい中、ありがとうございました。</p>